

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASBが開示原則に関するディスカッション・ペーパーを公表

目次

なぜ本ディスカッション・ペーパーが公表されたか。

ディスカッション・ペーパーの内容

全般的な開示に関する問題およびその原因

IASBが検討した原則

検討された変更

開示要求の再ドラフト

次のステップ

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会 (IASB) によって公表されたディスカッション・ペーパー DP/2017/1「開示イニシアティブ開示原則」(DP)を要約したものである。

要点

- IASBは、「開示イニシアティブ」の一環として本ディスカッション・ペーパーを公表した。
- 本ディスカッション・ペーパーは、一般目的財務報告にどのような情報が開示されるか、またどのように開示されるかについての懸念を分析している。主要な焦点は、IASBが財務報告の利用者に入手可能な情報の質の改善を支援するステップを識別することにある。
- IASBは、下記の事項について、一般的開示基準または強制力のないガイダンスのいずれかで、原則を定めることを検討している。
 - a. 効果的なコミュニケーション
 - b. 以下の議論を含む、情報を開示すべき箇所
 - i. 基本財務諸表および注記の役割は何か
 - ii. 企業は、どのような場合に財務諸表の外でIFRS情報を開示できるか
 - iii. 企業は、どのような場合に財務諸表の中で非IFRS情報を開示できるか
 - c. 財務諸表における非IFRSの業績指標の適正な表示
 - d. どの会計方針をどこに開示すべきかの識別
 - e. 一元化された (centralised) 開示目的
- IASBは、仮にEBITまたはEBITDAが小計表示に関するIAS第1号における適正な表示の要求事項を満たす場合を明確にすべきかどうか検討している。
- IASBは、財務業績計算書における非経常的、または稀にしか起こらない項目の表示に関して要求事項を開発することも検討している。
- コメント期限は、2017年10月2日である。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

なぜ本ディスカッション・ペーパーが公表されたか

作成者および監査人からは、IFRSにおける開示に関する要求事項は扱いにくい、また投資家からは、正しい情報 (right information) を入手していないという一貫したフィードバックがある。IASBIは、2013年初頭にパブリック・フォーラムを開催し、そこから、財務諸表開示の有効性を改善することを目的とする適用およびリサーチ・プロジェクトのポートフォリオである、「開示イニシアティブ」を開始した。本DPIは、「開示原則」プロジェクトの成果である。

「開示原則」プロジェクトの主な目的は、開示上の問題点を識別し、それらの問題点に対処するためIFRSにおける新しい開示原則を開発、または既存の開示原則を明確化することである。本DPで提案された原則は、IAS第1号の現行の要求事項および「概念フレームワーク」プロジェクトで開発されている概念に基づいている。目標は、IAS第1号を修正すること、またはIAS第1号に組み込み一部を置き換える新しい開示基準を作成することである (いずれの成果物も、本文書のこの後の部分においては、本DPIにおける「一般的開示基準」と呼ばれる。)

ディスカッション・ペーパーの内容

ディスカッション・ペーパーは、以下の8章から構成されている。

1. 「開示に関する問題」の概要および本プロジェクトの目的
2. 効果的なコミュニケーションの原則
3. 基本財務諸表および注記の役割
4. 情報の開示場所
5. 財務諸表における業績指標の使用
6. 会計方針の開示
7. 一元化された (centralised) 開示目的
8. IFRS基準における開示要求事項の文案作成に対するニュージーランド会計基準委員会のスタッフのアプローチ

全般的な開示に関する問題およびその原因

簡潔に言えば、開示に関する問題は、以下のように認識されている。

- 財務諸表が、目的適合性のある情報を十分に提供していない
- 財務諸表が、あまりにも目的適合性のない情報を含んでいる
- 財務諸表は、効果的に情報を伝達していない

この問題の核心は、判断である。すなわち、何をどのように開示すべきかの決定である。問題の多くは、行動上の問題のようである。IASBIは、開示に関する要求事項をチェックリストとして取扱うことは、作成時間を節約し、経営者の判断および仮定にチャレンジする監査人、規制当局および利用者のリスクを減らすと述べられている。

さらに、ある利害関係者は、作成者は、以下の理由から基準でドラフトされている方法で判断を行使することが妨げられていると述べている。

- 基準は明確な開示目的を欠いており、開示に関する要求事項の目的を不明確にしている
- 規範的な開示に関する要求事項の長いリストは、情報を開示に対する「チェックリスト」アプローチの利用を促進している

上記の観点から、IASBIは、開示原則のセットの開発により、財務諸表開示の有効性の改善を支援することができると考えている。それでもなお、IASBIは、開示情報における判断の行使に対する異なる利害関係者の態度に同様の変化がある場合にのみ、これが達成されるとみている。

IASBが検討した開示原則

IASBは、DPIにおいて次の事項を検討し、予備的見解を表明している。

1. 効果的なコミュニケーションの原則
2. 情報を開示する場所についての原則
 - a. 基本財務諸表の役割と注記の役割
 - b. 情報を開示する場所
3. 財務諸表利用者が表明した開示についての具体的な懸念に対応するための原則
 - a. 業績指標の利用
 - b. 会計方針の開示
4. 開示目的および開示要求の改善——一元化された(cetralised)開示目的

検討された変更

本セクションでは、IASBが識別した具体的な開示に関する問題と、それらを解決するための方法についてのIASBの予備的見解を示している。

効果的なコミュニケーション

問題	予備的見解
<p>IASBは、財務諸表における効果的でないコミュニケーションの例として、次のものを識別した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基準の開示に関する要求事項を繰り返すだけのボイラープレート的説明を使用すること • 重要な情報を脱漏し、または、重要な情報を不明瞭にさせる重要でない情報を含めること • 不明確な説明を使用すること、および、関連する情報の間に相互参照をまったくまたはほとんど付さないこと • 情報を開示する際に不適切なフォーマットを使用すること(例えば、表形式、グラフ、箇条書き、説明的記述を不適切に使用すること) 	<p>IASBは、効果的なコミュニケーションの一組の原則を開発し、一般的開示基準または強制力のないガイダンスに含めることを検討している。この原則では、提供される情報は次を満たすことを要求される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業固有であり、企業の具体的な事実と状況を反映するように合わせられている。 • 簡素で直接的な言葉を使って説明されている。 • 大切な事項に焦点を当てるような構造になっている。 • 適切に相互参照されることで、異なる情報間の関連性に焦点を当て、財務諸表を読み進めやすくなっている。 • 重複しない。 • 企業間の比較可能性および報告期間の比較可能性を最適化するような方法で開示されている。 • その情報の種類にとって適切なフォーマットで提供されている。 <p>IASBはさらに、より効果的なコミュニケーションのために、異なる種類の情報ごとの適切なフォーマットの使用について強制力のないガイダンスを開発することを示唆している。</p>

見解

適切なフォーマットの使用についての議論は、おおむね常識的なものである。開示を作成する際に、形にとらわれずに考え、コンピューターのテクノロジーをうまく利用し、利用者の立場に立って考えることが、効果的なコミュニケーションの達成に資するであろう。

情報をどこに開示すべきか 基本財務諸表の役割と注記の役割

問題

利用者、監査人および規制当局が、基本財務諸表（以下「PFS」）（すなわち、財政状態計算書、財務業績計算書、持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書）に含まれている情報を、注記に含まれている情報より重きを置いているようであるとの見方がある。

また、作成者は、どの情報がPFSに含まれるべきで、どの情報が注記に含まれるべきかの判断が難しいと考えている。PFSを説明するために基準が用いている異なる用語や、「表示する」および「開示する」という用語（一般に、それぞれPFSに表示、注記に開示という結びつきがあると考えられている）の使用は、問題を悪化させている。

予備的見解

IASBは、一般的開示基準において、

- 「基本財務諸表」が、左記の4つの計算書から構成されることを明記するべきである。そして、この用語を、4つの計算書を指すものとして、すべての基準において首尾一貫して使用する。また、この「基本」という単語が、注記がPFSと比較して副次的な情報、より重要でない情報を提供するものという意味を有しないという首尾一貫した理解を基礎とする。そうではなく、注記は、PFSと異なる情報を提供し、異なる役割を有する。
- PFSおよび注記の役割を定義するべきである。IASBは、この区別は、どの情報がPFSまたは注記に含まれることを「要求されるか」、または「認められるか」を決定することを支援することとなると考えている。また、IASBは、作成者がPFSおよび注記において適切なレベルの分解について判断することを支援することとなると考えている。

IASBはさらに、「表示する」および「開示する」という用語と、それぞれPFSおよび注記とを正式に結びつけることはしないと提案し、その代わりに、今後、これらの用語を用いる際には、情報を示すべきと意図している場所を、PFSなのか注記なのか、IASBが具体的に示すようにする。

情報の開示場所

ここでの問題は、次の2要素からなっている。すなわち、IASBは、IFRS情報が財務諸表の外で開示されること、および非IFRS情報が財務諸表の中で開示されることを認めるべきか。

問題

予備的見解

財務諸表の外でのIFRS情報の開示

一部の基準（例えば、IFRS第7号およびIFRS第14号）では、情報が相互参照されており、他の報告書において財務諸表と同じ条件で同時に利用者に利用可能であることを条件として、企業が財務諸表の外で特定の情報を提供することを認めている。

そのような相互参照は特定の開示に限定されるべきか、または相互参照について具体的に言及していない他の基準についてもより広く適用できるかどうかについては、多様な見解がある。

見解の多様性は、どのように異なる利害関係者が、財務諸表の外にIFRS情報を含むことについて、（重複を減らすため）全体として財務諸表の理解可能性を高めると見るか、または（財務諸表を断片化させるため）理解可能性を損なうと見るかということから生じる。

財務諸表の中での非IFRS情報の開示

一部の企業は、財務諸表の中に「非IFRS」（または類似する）として説明された情報を含んでいる（例えば、EBITおよびEBITDA、従業員1人当たり販売個数または将来の売上についての経営者の予想などの財務指標など）。

一部の利害関係者は、この情報は財務諸表の理解可能性を高めると考えている一方で、一部の利害関係者は、IFRSで要求される情報を不明瞭にし、当該情報を含めることにより、どの情報が財務諸表の部分を構成し、監査されたのかを識別するのが難しくなることを懸念している。

財務諸表の外でのIFRS情報の開示

IASBは、情報が以下の要求事項を満たす場合、一般的開示基準は、基準に準拠する必要がある情報を財務諸表の外に開示することを認めるべきであることを提案している。

- a. 企業の年次報告書（annual report）の中で開示する。
- b. 財務諸表の外で開示することにより、年次報告書全体の理解可能性が高まる、財務諸表の理解可能性が維持される、および情報が忠実に表現されている。
- c. 財務諸表に付された相互参照により、財務諸表の中に明確に識別され組み込まれている。

IASBは、何が「明確に識別された」情報を構成するかについて、さらなる要件を開発することを提案している。

財務諸表の中での非IFRS情報の開示

IASBは、一般的開示基準は、企業が財務諸表の中に非IFRS情報を含むのを禁止すべきではないと提案している。そうは言うものの、情報がそのように名称が付される場合、企業は以下のことをすべきである。

- a. その情報は基準に従って作成されていないこと、および、該当する場合、非監査であることを明確に識別する。
- b. IAS第1号で要求されるIFRSに準拠している旨の無限定の記述とともに、非IFRS情報として名称を付した情報のリストを、財務諸表の中で開示する。
- c. なぜ当該情報が有用なのか、およびなぜ財務諸表に含まれているのかについて説明する。言い換えれば、なぜ当該情報は目的適合性があり、意図したとおりに経済事象を忠実に表現するのか。

IASBは、特に情報が基準の要求事項に不整合である場合等において、特定の情報を財務諸表に含めることを禁止すべきかどうかについては議論しなかった。IASBは、ディスカッション・ペーパーでこの論点についてフィードバックを求めている。

見解

財務諸表の外でのIFRS情報の開示

「年次報告書 (annual report)」という用語は、現在定義されていない。IASBは、国際監査基準 (ISA) 720 (改訂) における説明と類似する範囲で、「財務諸表が含まれる、通常年次で、企業によって発行される単一の報告パッケージ」として、定義することを提案している。この定義は、期中報告書 (interim report) に類推適用される。IASBは、基準により要求されている情報の開示を年次報告書に限定することにより、当該情報は十分に見つけやすくなり、財務諸表と同じ期間において同時に利用可能であるため、利害関係者の懸念を和らげると考えている。

今度の場合も、財務諸表の外でIFRS情報を含めることにより、年次報告書全体を「より理解しやすくする」かどうかは、判断の問題である。

財務諸表の中での非IFRS情報の開示

審議中に、IASBは、財務諸表の中での非IFRS情報の開示を禁ずることは、実務的ではないことに気付いた。これはIASBが、何が非IFRS情報を構成するかについて、様々な見解があることに気付いたためである。これは、「基準によって具体的に要求されていないもの」から「基準に準拠する必要がない情報」にまで及ぶ。また何が基準に準拠する必要がない情報を構成するかについては、解釈次第である。例えば、ある当事者は、情報の一部分は財務諸表の理解に目的適合性のある追加の情報 (IAS第1号に関して要求される開示) を提供すると考えており、他の当事者は、判断の問題として重複すると考える可能性がある。したがって、別の方法として、IASBは、企業が情報を非IFRS情報として識別する場合、特定の開示の要求を提案している。

財務諸表利用者によって示された特定の開示の懸念に対応する原則

財務諸表における業績指標の使用

IASBは、基本財務諸表 (PFS) についての別個のリサーチ・プロジェクトを有している。そのプロジェクトにおいて、IASBは、業績指標 (本IFRS in Focusでは、「代替的業績指標」または「APMs」と呼ぶ) の使用を含めて、PFSの構成および内容に変更が必要かどうかについて検討している。したがって、IASBは、このトピックについての議論を以下2つの論点に限定した。

1. 財務業績計算書にEBITおよびEBITDAを含めることにより、適正な表示を達成することができるかどうか。
2. 非経常的および稀にしか起こらない項目の表示についてのガイダンスを提供するかどうか。

問題

予備的見解

財務諸表の中でAPMsを表示し(例えば、営業利益、EBITDA、正常収益(normalised earnings)など)、費用を「稀な」または「非経常的」として名称を付す企業は多い。

ほとんどの利用者は、APMsが誤解なく、企業業績の忠実な表現である限り、企業はAPMsを表示することに柔軟性を与えられるべきであることを認識しているが、以下の理由から有用性に疑問を持つ人もいる。

- 財務諸表は、どのように小計が計算されているかについて説明していないことが多い。
- 計算方法は、期間を通して、および(または)企業間で、必ずしも整合していない。
- 業績指標は、時に企業の有利な状況を示し、時に基準によって要求されている指標よりもより目立つように表示することがあり、利用者に誤解を与える可能性がある。
- 「稀な(infrequent)」または「非経常的(non-recurring)」として識別される取引は、あまりにもよく発生しすぎて、使用されている用語を正当化できない。
- 費用は「稀な」として分類されるが、収益はめったにそのように分類されないため、企業業績の偏った見解を示すことになる。

IASBは、一般的開示基準は、APMsの表示を禁止すべきではないことを提案している。そうは言うものの、企業がAPMsを表示する場合、適正な表示を達成するために、以下の要件を満たすべきである。APMsは以下であるべきである。

- 基準で要求されている合計／小計と同等の目立ち方か、より目立たなく表示する。
- 基準で示されている最も直接的に比較可能な指標と調整する。
- 中立的で、誤謬がなく、誤解を招かないように明確に名称を付す。
- 期間にわたって、一貫して分類、測定および表示する。
- APMsが財務諸表の一部を形成するかどうか、および監査済かについて識別する。
- 一定の説明および比較情報を添付する。

またIASBは、以下を検討している。

- 以下の状況において、EBITおよびEBITDAの表示は、適正な表示を達成し得ることを明確化する。
 - 企業は、費用を性質別に分類している場合にのみ、EBITDAを表示できる。
 - 企業は、費用を性質別または機能別に分類しているかどうかに関わらず、EBITを表示できる。
- 財務業績計算書における非経常的または稀にしか起こらない項目の表示についての要求事項を開発する。

見解

EBITDAは「性質別」の費用(例えば、減価償却および償却)を除外するため、IASBは、当該表示は「機能別」費用の分析と不整合であると考えている。

「非経常的」または「稀にしか起こらない」項目は、長い間、基準設定主体にとって難しい問題であった。2002年に、「異常(extraordinary)」項目の用語の使用は、IASBによって禁止された。当時、異常項目は、「頻繁または定期的に発生することが見込まれない…取引」として定義された。IASBは、利用者が業績を分析するのに有用な情報を必要としていること、および基礎となる業績を隠す項目を分けることは有用である可能性があることを認識している。しかし、これは、IASBが財務諸表の表示において放棄されたプロジェクトで取り組んできた論点である。また、このテーマに関するIASBの意見は、PFSプロジェクトに合わせなければならない。

会計方針の開示

問題

利用者は、財務諸表においてどの会計方針が重要であるか識別することは難しいと考える。問題点の兆候は次のものを含む。

- 財務諸表の会計方針のセクションは、たいていととも長く、主に基準から一言一句そのまま写された一般的な表現を含み、企業特有の状況にどのように適用したかを示すために作られることはない。
- 財務諸表は、重要な判断を要求される会計方針や企業の選択が許容される会計方針（例えば、投資不動産を原価で測定するか、または公正価値で測定するか）と、要求事項を適用する際に、企業に裁量の余地がないまたは少しの裁量しかない場合とで区分していない。

予備的見解

IASBIは、次の点を明確にするためにガイダンスを開発することを検討している。

- どのような会計方針が重要か。
- 重要な会計方針に関してどのような情報が開示されるべきか。
- 財務諸表のどこに会計方針を配置するべきか。

どのような会計方針が重要か？

IASBIは、一般的開示基準は以下のようにすべきことを提案している。

- 次の会計方針に関する企業固有の説明を提供するための、会計方針の開示を提供する目的を説明する。
 - a. 財務諸表の作成および表示の際に企業によって適用されたものである（すなわち、使用されなかったものは開示されるべきではない）
 - b. 財務諸表の理解のために必要である。

IASBIは、財務諸表の理解のために必要な会計方針を、次の2つのカテゴリーに予備的に識別した。

カテゴリー1—財務諸表の情報を理解するために常に必要となる会計方針であり、重要性のある項目や取引、または事象に関連する。次のものを含む。

- c. 企業が方針を変更することを要求されたか、またはそのようにすることを選択したために、報告期間中に変更された事項
- d. 基準において許容された選択肢から選択した事項
- e. 具体的に適用する基準が無い場合にIAS第8号に従って策定された事項
- f. 企業が重要な判断や仮定を置くことが要求される事項

カテゴリー2—カテゴリー1ではないが、財務諸表にとって重要性のある項目、取引、または事象に関連する会計方針

- 上記のカテゴリー1または2に含まれない他に使用された会計方針（すなわち、カテゴリー3）は、企業が開示することを要求されないことを説明する。しかし、当該会計方針が、重要性のある情報を不明瞭にしたり、財務諸表の理解をより難しくするものでない範囲においては、これらの会計方針は引続き開示される場合がある。

重要な会計方針に関してどのような情報が開示されるべきか？

これはどの情報に重要性があり、開示されるべきかに関する評価を要求する。IASBは、企業にとって情報が重要かどうかを判断する際に役立つことを目的とした強制力のないガイダンスを含む、重要性に関する実務記述書をまもなく公表する予定である。

さらにIASBは、企業が、「自身の状況において」重要な会計方針をどのように適用したかを示すことの必要性、例えば、単に「収益は、リスクと経済価値が買手に移転したときに認識する。」と記述するのではなく、企業はリスクと経済価値が買手に移転する時点を示す実際の事象について記述すべきであることについて念を押した。

財務諸表のどこに会計方針を配置すべきか？

IASBは、一般的開示基準または強制力のないガイダンス(または両者の組み合わせ)の両方において次のガイダンスを提供することを提案している。

- カテゴリー1、2および3の会計方針間で明確に区分される、会計方針の開示の配置に関する選択肢(例えば、単一の会計方針の注記に含めるのか、関連する詳細な開示とともに表示するか、または両者の組合せか)
- 他の構成がより適切でない限り、企業が開示すべき重要な判断や仮定は、関連する会計方針に近接して開示すべきであることの説明。

一元化された(centralised)開示目的

問題

基準における明確な開示目的の欠如は、作成者にとって開示要求の目的の理解を難しくさせ、その結果、どの情報を開示すべきか決定する能力を妨げている。

予備的見解

IASBは、一般的開示基準において一元化された開示目的を開発することを検討している。IASBは、各基準単独で開発を行うのではなく、「一元化された」目的を有することが、すべての基準にとってより統一的な開示目的および要求事項の開発に役立つと考えている。

IASBは「一元化された」開示目的と呼んでいるが、これを、単一の開示基準に含めるべきか、または、関連するトピックのグループをそれぞれ取り扱う、複数の開示基準にグループ化するか(例えば、IFRS第10号、IFRS第11号およびIAS第28号の開示に関する要求事項について取り扱う、IFRS第12号に類似したアプローチ)について、引き続き検討している。

開示要求の再ドラフト

IASBIは、開示に関する要求事項の文案を作成する異なる方法を評価している。本DPIは、改訂された目的、副目的(sub-objectives)および特定の要求事項がどのように表現されるかについての例示を含んでいる。当該作業は、ニュージーランド会計基準審議会のスタッフによって、IASBで実施されている。

現在、ほとんどの基準には明確な開示目的が欠如しており、開示がどのような目的を達成しようとしているかを困難にさせている。そして、多くは開示に関する要求事項の長いリストを有している。開発中のアプローチは、より明確な目的を提供し、基準間でより一貫した要求事項を提供するように設計されている。本DPは、当該アプローチを使用して現在の基準をどのように書き直し得るかについての2つの例示(IAS第16号「有形固定資産」およびIFRS第3号「企業結合」)を含んでいる。IASBは、これらの基準に対する修正を提案していない。IASBIは、議論の焦点は開示に関する要求事項をどのように記載するかであるため、人々によく知られている基準を選択した。

特に関心があるのは、報告企業に対する取引または項目の相対的重要性に関連した特定の主題に関して投資家が知ることを期待するであろう情報の量、および当該項目または取引の会計処理において要求される判断の程度に関する、開示要求の2段階アプローチである。

今後のステップ

本DPIに対するコメント期間は2017年10月2日までである。IASBIは、IAS第1号の一部を修正または置き換える提案をする公開草案を開発するか否かの決定の前に、受け取ったコメントを検討する予定である。IASBIはまた、本フィードバックを他の「開示イニシアティブ」プロジェクトおよび関連するプロジェクトについて検討する際に考慮に入れる予定である。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家ににご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited